

# 単価契約仕様書

環境政策局循環型社会推進部まち美化推進課

(担当：中溝、金崎 電話 222-3952)

|         |                                                                             |
|---------|-----------------------------------------------------------------------------|
| 件 名     | (単価契約) 不用物品売却 (古紙・古着類 南部まち美化事務所) 下半期                                        |
| 予 定 数 量 | (新聞類) 24,000 kg<br>(ダンボール類) 90,000 kg<br>(雑がみ) 94,000 kg<br>(古着類) 22,000 kg |
| 契 約 期 間 | 令和8年10月1日 ～ 令和9年3月31日                                                       |
| 契 約 条 件 | 欄外「売却に関する仕様書」のとおり                                                           |

## 売却に関する仕様書

本仕様書は、令和8年度下半期において、京都市（以下「甲」という。）の不用物品のうち甲が回収する家庭から排出された古紙類及び古着類を、売却業者（以下「乙」という。）へ売却する事務に関し必要な事項を定めるものとする。

### 1 対象物

甲が売却により乙へ引き渡す古紙類及び古着類は、以下のとおり。

なお、甲が市民からの持ち込みなどにより回収し、次項に記載するストックヤードで保管するものとする。

#### (1) 古紙類

「新聞類」及び「ダンボール類」並びに雑誌、チラシ、紙箱等の「雑がみ」

#### (2) 古着類

古着（浴衣、着物、デニム生地 of 衣類、スカート、ダウンジャケット、子供服（ベビー服含む。）、はんでん、セーター、靴下、下着類を含む。）、古布（タオル、手ぬぐい、ハンカチ、布団カバー、枕カバー、シーツ、毛布、風呂敷等）、帽子

※ その他の異物が含まれる可能性があるが、すべて引き取ること。

- 2 甲が売却により乙へ引き渡す古紙類及び古着類は、甲が定期収集及び市民からの持ち込みなどにより回収し、以下のストックヤードで保管し、引き渡すものとする。ただし、事情により変更する可能性がある。

| 名称        | 所在地            |
|-----------|----------------|
| 南部まち美化事務所 | 京都市南区西九条森本町 50 |

- 3 乙のストックヤードへの引取回数、曜日は以下のとおりとする。

なお、積み込み、引取り及びその他の作業について、細心の注意を払って行うこと。

| 名称        | 引取回数／週 |       |     |     | 備考                               |
|-----------|--------|-------|-----|-----|----------------------------------|
|           | 新聞     | ダンボール | 雑がみ | 古着  |                                  |
| 南部まち美化事務所 | 1 回    | 2 回   | 2 回 | 3 回 | ダンボール、雑がみ及び古着については、土曜日の回収を必須とする。 |

- 4 乙は、古紙類及び古着類の引取りについて、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 原則、引取当日に全量を引き取ることとし、万が一、全量の引取りができない場合には、甲と調整のうえ、翌日には必ず引き取ること。
- (2) 各ストックヤードの引取時間帯は、9時から13時まで、及び14時から16時30分までとする。ただし、引取場所によっては引取時間帯内において時間指定する場合がある。
- (3) 乙は甲が直接搬入可能な受入施設を市内に準備すること。  
なお、当該受入施設は南部まち美化事務所から半径10km圏内にあり、パッカー車（2t程度）及び軽四輪車での搬入が可能でなければならない。
- (4) その他、発生量の多寡や休日の引取りなどの事情により、引取日時を調整する必要があるときは、予め甲乙協議する。

- 5 乙は、運搬に使用する車両の種別を予め甲へ連絡しなければならない。

- 6 乙は、古紙類及び古着類の積込み、引取り及びその他の作業において、次の事項を遵守しなければならない。
- (1) 積荷が輸送中に飛散しないように注意すること。
  - (2) 甲の職員の作業に支障を生じないように注意すること。
  - (3) 作業に当たっては、甲の職員の指示に従うこと。
  - (4) 作業に伴い生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。ただし、甲の故意又は過失により生じた損害を除く。）は、乙が責任を負うこと。
- 7 乙は、古紙類及び古着類の売却事務において、次の事項を遵守しなければならない。
- (1) スtockヤードごとに毎回の回収量を計量し、毎月末に報告すること。
  - (2) 毎月月末を締切りとし、翌月5日までに見積書を提出すること。
  - (3) 甲の発行する納入通知書により、発行日から14日以内に代金を納入すること。
  - (4) 京都市契約事務規則及び関係法令を遵守すること。
- 8 引き取った古紙類及び古着類に含まれる異物については、乙の責任において適正に処理を行うこと。
- 9 予定数量は、過去の実績に基づく予測によるものであり、本市の都合により増減する。大幅な増減があっても、本市は何ら補償しない。
- 10 本仕様書に定めのない事項については、その都度、甲乙協議により定める。